

一般廃棄物処分業許可証

許可番号 第106号

住所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号
氏名 木材開発株式会社
代表取締役 谷 正剛

平成28年8月8日付申請の一般廃棄物処分業については、次のとおり許可する。

平成28年8月31日

福岡市長 高島 宗一郎



- 許可期間
平成28年8月31日から平成30年8月30日まで
- 処分（最終処分を除く。）、最終処分の区分
処分（最終処分を除く。）
- 一般廃棄物の種類
木くず（根株、伐採木、剪定枝、竹、木製家具類等を含む）1品目
- 処分の方法
中間処理（破碎処理）
- 処理施設の設置場所及び処理能力
福岡市東区東浜二丁目82番16、85番25
39t/日（19.5t/時間）
※稼働時間：午前8時～午後7時のうち2時間
- 処分（最終処分を除く。）後の一般廃棄物の処理方法
処分後のチップは売却し、残さは市の処理施設に搬入して処理する。
- 許可の条件
中間処理及びその処理に付随する行為は、生活環境の保全上支障のないよう措置し、
上記設置場所にて行うこと。
- 許可の更新、変更の状況